

## 山形県農林水産部積算基準及び設計単価等決定要領

### 目次

第1条	目的	1頁
第2条	適用範囲	1頁
第3条	用語の定義	1頁
第4条	積算基準	2頁
1	総則	
2	決定時期	
3	その他	
第5条	建設工事労務資材単価表	2頁
1	総則	
2	決定時期	
3	定期改定	
4	変動率	
5	臨時改定	
第6条	労務単価	3頁
1	総則	
2	適用日	
3	補正方法	
第7条	資材単価	3頁
1	総則	
2	建設工事労務資材単価表に定める資材単価の決定順序	
3	建設工事労務資材単価表に定めのない資材単価の決定順序	
4	物価資料	
5	特別資料	
6	見積	
7	消費税相当額等の控除	
第8条	機械損料	7頁
1	総則	

2	採用時期	
3	臨時改定	
4	建設機械等損料算定表に定めのない機械損料の決定順序	
5	特別資料	
6	見積	
<b>第9条</b>	<b>歩掛</b>	8頁
1	総則	
2	積算基準に定めのない歩掛の決定順序	
3	特別資料	
4	見積	
<b>第10条</b>	<b>施工パッケージ型積算方式</b>	10頁
1	総則	
2	補正方法	
3	標準単価、機労材構成比及び代表機労材規格単価	
4	代表機労材規格の基準地区単価	
5	代表機労材規格の積算地区単価	
<b>第11条</b>	<b>市場単価方式</b>	11頁
1	総則	
2	決定方法	
3	補正方法	
<b>第12条</b>	<b>土木工事標準単価</b>	12頁
1	総則	
2	決定方法	
3	補正方法	
<b>第13条</b>	<b>管理者</b>	12頁
	<b>附則</b>	12頁

## 山形県農林水産部積算基準及び設計単価等決定要領

### (目的)

**第1条** この要領は、山形県農林水産部が土木工事及び工事に係る調査、設計及び測量を発注する場合において、設計書に計上すべき請負工事費又は業務費の算定に必要な事項を定めることにより、入札に付する予定価格作成の適正化を目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** この要領は、山形県農林水産部が発注する土木工事並びに工事に係る調査、設計及び測量業務等の積算に適用する。

2 この要領によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、これによらないことができる。

### (用語の定義)

**第3条** この要領において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、山形県知事又はその委任を受けた者（部長、部内各課長、公所長又は各総合支庁産業経済部長等）をいう。
- (2) 「積算基準」とは、適用範囲、請負工事費又は業務費の構成、構成費目の内容及び積算の方法等を定めた基準をいう。
- (3) 「労務単価」とは、農林水産省が定める公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価等をいう。
- (4) 「資材単価」とは、積算基準に定める材料費の実勢取引価格（市場価格）として、設計書に計上する資材の単位当りの価格をいう。  
なお、この要領では、建設機械賃料、仮設資材賃料、建設副産物処理単価及び公共交通機関の交通費を含めて取扱う。
- (5) 「設計単価」とは、労務単価及び資材単価をいう。
- (6) 「物価資料」とは、一般財団法人建設物価調査会が発行する「月刊建設物価」及び「季刊土木コスト情報」並びに一般財団法人経済調査会が発行する「月刊積算資料」及び「季刊土木施工単価」の刊行物と電子版をいう。
- (7) 「特別調査」とは、資材等の実勢取引価格を適切に把握できる第三者機関に委託する建設資材価格特別調査業務をいう。
- (8) 「機械損料」とは、積算基準に定める直接経費の機械経費の一部として、保有する機械の稼働と管理に要する経費を1日当り又は1時間当りに換算した金額であり、償却費、維持管理費及び管理費をいう。

なお、機械損料は、建設業を営むものが自己で保有する機械を使用した場合の標準的な単価であり、機械を他人に賃貸する賃料ではない。

- (9) 「歩掛」とは、単位作業量の工事又は業務に対して、必要な技術者等の職種・人員数、材料の種類・使用量、建設機械の機種・規格・運転時間及び各種条件に対する補正方法等を定めたものをいう。
- (10) 「施工パッケージ型積算方式」とは、施工単位ごとに機械経費、労務費及び材料費を含んだ基準地区の標準単価を補正し、積算地区の積算単価により積算する方式をいう。
- (11) 「市場単価方式」とは、歩掛を用いた積上積算と異なり、材料費、労務費及び直接経費としての機械経費等を含めた施工単位に対して、元請下請間の取引実態を第三者の調査機関が調査した単価を適用し、積算する方式をいう。
- (12) 「土木工事標準単価」とは、第三者の調査機関が、外注施工における取引実態及び自社施工における実行予算に基づく、標準的な工法の単位当りの工事費を調査し、得られた材料費や歩掛内訳等を最新の設計単価に置換えて再設定した単価をいう。

#### (積算基準)

**第4条** 標準的な積算基準として、農林水産省が定める「土地改良工事積算基準（土木工事）」、「土地改良工事積算基準（施設機械）」及び「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」を採用する。

- 2 「土地改良工事積算基準（土木工事）」、「土地改良工事積算基準（施設機械）」及び「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」については、農林水産省が毎年4月に定める積算基準を、毎年7月に採用することを標準とする。
- 3 林業工事と水産工事に適用する積算基準については、別に定めるところによる。

#### (建設工事労務資材単価表)

**第5条** 使用頻度の高い設計単価については、「建設工事労務資材単価表」として決定する。

- 2 建設工事労務資材単価表は、毎年4月の決定を標準とする。
- 3 建設工事労務資材単価表は、毎年7月、10月及び1月の年3回、定期改定を実施する。
- 4 定期改定は、変動率の大小によらず、直近の設計単価から1円でも価格変動があった場合に改定する。
- 5 実勢取引価格の動向等により、定期改定により難しい場合には、臨時改定を実施する。

### (労務単価)

第6条 労務単価については、農林水産省が定める最新の「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」等を適用する。

- 2 労務単価の適用日は、農林水産省の適用日と同日とすることを標準とする。
- 3 時間外、休日又は深夜作業として、労務単価を割増した場合には、割増後の単価は1円単位までとし、1円未満を切捨てる。

### (資材単価)

第7条 適用する資材単価については、実勢取引価格として、消費税相当額等を含めない。

- 2 建設工事労務資材単価表に定める資材単価は、『物価資料』⇒『特別資料』⇒『見積』の順により決定する。
- 3 建設工事労務資材単価表に定めのない資材単価については、『山形県県土整備部が定める「土木関係設計単価」』⇒『物価資料』⇒『特別資料』⇒『見積』の順により、発注者が決定する。

なお、『山形県県土整備部が定める「土木関係設計単価」』から決定する資材単価は、そのまま採用する。

- 4 物価資料から資材単価を決定する場合には、次の各号による。
  - (1) 物価資料を根拠として、建設工事労務資材単価表に定める資材単価については、最新号を適用するものとして、下表を標準とする。

区分	月刊誌の適用号数	季刊誌の適用号数
4月 新規制定	4月号	春号
7月 定期改定	7月号	夏号
10月 定期改定	10月号	秋号
1月 定期改定	1月号	冬号

- (2) 建設工事労務資材単価表に定めのない資材単価を物価資料から決定する場合には、月刊誌と季刊誌の最新号を適用する。
- (3) 物価資料を根拠として、資材単価を決定する場合には、掲載される実勢取引価格の平均値を採用する。
- (4) 平均値の有効数字の桁数は、原則として、物価資料と同じとするが、刊行物で異なる場合には、大きい方の桁数を有効桁数とし、有効桁数未満は切捨てる。

ただし、大きい方の有効桁数が3桁未満の場合には、3桁を有効桁数とする。

[算出例1] 有効桁数の大きい方を有効桁数とする場合

建設物価 33,500円 (有効桁数3桁)

積算資料 34,000 円（有効桁数 2 桁）

平均額 33,750 円

決定額 33,700 円（有効桁数 3 桁、有効桁数 4 桁以降切捨て）

〔算出例 2〕有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁数とする場合

建設物価 560 円（有効桁数 2 桁）

積算資料 570 円（有効桁数 2 桁）

平均額 565 円

決定額 565 円（有効桁数 3 桁、有効桁数 4 桁以降切捨て）

- (5) 一方の物価資料にしか掲載がない場合は、その価格を採用する。
- (6) 複数の都市別価格が掲載されている場合には、「工事又は業務箇所地区」⇒「山形」⇒「東北」⇒「仙台」⇒「全国」の順に施工又は業務箇所から近い地区の価格を採用する。
- (7) 刊行物に掲載する単価に対して、刊行物に基づき長期割引又は単位換算する場合には、刊行物単位に 1 円単位まで計算し、1 円未満を切捨てた平均値を採用する。
- (8) 物価資料に公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢取引価格とは異なるため、採用できないが、割引率又は割引額の定めがある場合には、割引後の価格を採用する。

5 特別資料から資材単価を決定する場合には、次の各号による。

- (1) この項、第 6 項及び第 7 項において「特別資料」とは、次の資料をいう。
  - ア 特別調査の結果
  - イ 他の公的機関が公表する単価資料
  - ウ 公益法人、一般法人及び各種協会（メーカーで構成する団体等）等の単価資料
  - エ 公共交通機関が公表する交通費の単価資料
- (2) 前号のアから決定する資材単価は、特別資料の価格をそのまま採用する。
- (3) 第 1 号のイ及びウから決定する資材単価は、類似品価格との比較により、価格の妥当性が確認できれば、採用することができる。
- (4) 第 1 号のエから決定する資材単価は、往復割引の有無を確認し、割引がある場合には、割引を適用した価格を採用する。
- (5) 特別調査を根拠として、建設工事労務資材単価表に定める資材単価については、毎年 2 月及び 8 月に特別調査を実施し、それぞれ 4 月及び 10 月に決定することを標準とする。
- (6) 建設工事労務資材単価表に定めのない資材単価のうち、次のアからウのいずれかに該当する資材については、特別調査の対象として、発注者が調査する。

- ア 橋梁上部工工事で設置するゴム支承
- イ 1 工事の調達価格（資材単価×数量）が 100 万円以上\*になる資材
  - ※ 設計変更において、設計数量が増又は減となって、調達価格が 100 万円を超えた又は下回った場合には、当初設計で採用した資材単価をそのまま採用する。
- ウ 1 工事において、一資材の複数規格を使用する場合には、合計の調達価格が 100 万円以上になる資材

[例]

鉄筋コンクリート側溝 500A (35 万円)

鉄筋コンクリート側溝 500C (70 万円)

計 105 万円 ≧ 100 万円

100 万円以上になるため、特別調査の対象になる。

- (7) 特別調査の要否を判断するため、発注者は、原則として、特別調査を実施する前に参考見積を 3 者以上に依頼するが、他の工事実績や特別資料に掲載される類似品目の資材単価から類推可能であれば、参考見積の依頼を省略することができる。

- 6 見積から資材単価を決定する場合には、次の各号による。
  - (1) 見積から決定できる資材単価については、次のアからオの資材等とする。
    - ア 1 工事における調達価格が 100 万円未満\*の資材
      - ※ 設計変更において、設計数量が増又は減となって、調達価格が 100 万円を超えた又は下回った場合には、当初設計で採用した資材単価をそのまま採用する。
    - イ 特別調査において、調査不可能となった資材
    - ウ 製造企業 1 者の直販による特許製品等の市場競争性がない資材
    - エ 建設工事労務資材単価表に定めのない建設廃棄物処理単価
    - オ 別に定めるところにより、見積から決定できると定めた資材
  - (2) 発注者は、資材単価の決定に係る正式な見積を徴収する場合には、原則として、3 者以上に見積を依頼する。
  - (3) 第 1 号ウ及びエのように明らかに市場競争性がない場合に限り 1 者見積にすることができる。
  - (4) 特別調査の要否判断時に 3 者以上から参考見積を徴取し、見積条件が変わらない場合には、第 2 号の見積依頼を省略することができる。
  - (5) 発注者は、3 者以上から見積を徴取できない場合には、徴取できない明確な理由を整理しなければならない。
  - (6) 発注者は、形状寸法、品質、規格、納入数量、納期、納入場所、受渡し方法及び見積有効期限等の条件に「公表価格（定価）ではなく実勢取引価

格の見積であること。」を加え、見積を依頼する。

- (7) 見積を依頼する場合には、「山形県情報公開条例に定める開示の請求を受けた場合には採用単価を公開する。」ことを条件として、見積を依頼する。

なお、1者見積の場合には、当該者が提出した単価が公表単価となることから、「山形県情報公開条例に定める開示請求を受けた場合における採用単価の公表の可否」について、見積者の意向を確認する。

- (8) 必要に応じて、建設工事労務資材単価表、物価資料及び特別資料に定める類似品と比較できるような見積の依頼に努める。

- (9) 徴取したすべての見積から単純平均額を採用するが、単純平均額に対して±30%以上の差異がある見積は、異常値として排除し、残った見積の平均額を採用する。

[算出例3] 3者以上から見積を徴取し、異常値がある場合

A社	・・・・・・	79,000円	⇒	異常値として排除
B社	・・・・・・	57,000円		
C社	・・・・・・	57,000円		
D社	・・・・・・	56,000円		
E社	・・・・・・	56,000円		
F社	・・・・・・	55,000円		
単純平均額	=	60,000円		

◆ 許容範囲：  $60,000 \pm 30\%$  ⇒ 42,000円～78,000円

A社の見積を異常値として排除し、残りの見積を平均する。

◆ 採用価格：  $(57,000 \times 2 + 56,000 \times 2 + 55,000) \div 5 =$  56,200円

[算出例4] 3者から見積を徴取し、最上位と最下位の価格が単純平均額の±30%以内の場合

A社	・・・・・・	59,000円
B社	・・・・・・	57,000円
C社	・・・・・・	55,000円
単純平均額	=	57,000円

◆ 許容範囲：  $57,000 \pm 30\%$  ⇒ 39,900円～74,100円

異常値なしとして、全社の見積を平均する。

◆ 採用価格：  $(59,000 + 57,000 + 55,000) \div 3 =$  57,000円

- (10) 異常値の排除により、有効な見積が1者となった場合には、見積条件を確認して、見積を再度依頼することを原則とするが、それでも有効な見積が1者になったときは、類似品の取引実勢価格又は過去の見積決定価格との比較により、見積の妥当性が確認できたときに限り採用することができる。

(11) 平均価格の有効桁数については、次のア及びイを標準とする。

ア セメント、生コン、アスファルト合材、骨材や石材の平均価格は、1円以上49円以下は切捨てにより100円単位とし、50円以上99円以下は切捨てによる50円単位とする。

ただし、平均価格が1,000円未満の場合には、10円単位とし、10円未満は切捨てる。

イ 前記ア以外の資材単価については、有効桁数を3桁とし、有効桁数未満は切捨てる。

[算出例7]

◆ 平均価格が1,000円未満の場合には、1円単位とし、1円未満は切捨てる。

◆ 平均価格が10,000円未満の場合には、10円単位とし、10円未満は切捨てる。

◆ 平均価格が100,000円未満の場合には、100円単位とし、100円未満は切捨てる。

◆ 平均価格が100,000円以上の場合には、1,000円単位とし、1,000円未満は切捨てる。

(12) 第1号イ及びウに該当する資材単価について、支出負担行為の決裁区分が本庁となる発注案件の場合には、本庁所管事業課と協議の上、決定する。

7 特別資料や見積書において、内税で表示されている単価を採用する場合には、消費税相当額等を除いて、1円未満を切捨てた単価を採用する。

※ 採用単価（1円未満切捨て） = 内税単価 ÷ (1 + 消費税率)

#### (機械損料)

**第8条** 機械損料として、農林水産省が定める「土地改良工事積算基準（機械経費）」を採用する。

2 土地改良工事積算基準（機械経費）については、農林水産省が毎年4月に定める土地改良工事積算基準（機械経費）を、毎年7月に採用することを標準とする。

3 前項の土地改良工事積算基準（機械経費）に関する改定情報を確認した場合には、臨時改定を実施する。

4 土地改良工事積算基準（機械経費）に定めのない機械損料については、実態に即した機械損料の把握に努めることとし、「山形県県土整備部が定める「建設機械等損料算定表」⇒「特別資料」⇒「見積書」の順により、発注者が決定する。

5 前項の「特別資料」は、次の各号とし、類似損料との比較等により、妥当性

が確認できれば、採用することができる。

(1) 他の公的機関が公表する機械損料資料

(2) 協会（公益法人、一般法人、メーカー等で構成する団体）等の機械損料資料

6 土地改良工事積算基準（機械経費）に定めのない機械損料の決定にあたり見積を徴取する場合には、第7条6項に準じて取扱い、建設機械等の基礎価格、耐用年数及び類似規格機種 of 機械損料等についてもあわせて見積を徴取する。

### （歩掛）

**第9条** 標準的な歩掛については、「土地改良工事積算基準（土木工事）」、「土地改良工事積算基準（施設機械）」及び「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に定める。

2 「土地改良工事積算基準（土木工事）」、「土地改良工事積算基準（施設機械）」及び「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に定めがなく「施工パッケージ型積算方式」、「市場単価方式」及び「土木工事標準単価」が適用できない工種又は業務の歩掛については、実態の把握に努めることとして、「特別資料」⇒「見積」の順により、発注者が決定する。

3 特別資料から歩掛を決定する場合には、次の各号による。

(1) 前項、この項及び第4項において「特別資料」とは、次の資料をいう。

ア 特別調査の結果

イ 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術の（暫定）歩掛

ウ 他の公的機関が公表する単価・歩掛資料

エ 公益法人、一般法人、各種協会（メーカーで構成する団体等）等の歩掛資料

(2) 前号のア及びイから決定する場合には、特別資料の歩掛をそのまま採用する。

(3) 第1号のウ及びエから決定する場合には、類似歩掛との比較等により、妥当性が確認できれば、採用する。

(4) 「土地改良工事積算基準（土木工事）」及び「土地改良工事積算基準（施設機械）」に定めのない歩掛のうち、1工事の施工単価（労務費＋機械経費＋材料費＋諸雑費）に設計数量を乗じた施工価格が100万円以上\*になる歩掛については、特別調査の対象とする。

※ 設計変更において、設計数量が増又は減となって、施工価格が100万円を超え、又は下回った場合には、当初設計で採用した歩掛をそのまま採用する。

※ 施工価格が100万円を超える場合であっても、第4項第1号アからカのいずれかに該当する歩掛については、特別調査の対象外とする。

※ 工事又は業務単位の資材単価を建設工事労務資材単価表、物価資料又は第7条の特別資料から決定している場合、工事又は業務単位の資材単価は、特別調査の対象額に含めない。

(5) 特別調査の要否を判断するため、発注者は、原則として、特別調査を実施する前に参考見積を3者以上に依頼するが、他の工事実績や特別資料に掲載される類似歩掛から類推可能であれば、参考見積の依頼は省略することができる。

4 見積から歩掛を決定する場合には、次の各号による。

(1) 見積から決定できる歩掛については、次のいずれかに該当する歩掛を対象とする。

ア 1工事における施工価格が100万円未満\*の歩掛

※ 設計変更において、設計数量が増又は減となって、施工価格が100万円を超えた又は下回った場合には、当初設計で採用している歩掛をそのまま採用する。

イ 特別調査の対象であるが、実施した特別調査において、調査不可能となった歩掛

ウ メーカー1者の「特許技術」及び「既存設備の改造費」等、徴取した参考見積から、市場競争性のないことが明らかになった歩掛

エ 建設コンサルタント業務等の積算に適用する歩掛にて、その大部分が直接人件費\*で構成される歩掛

※ 直接人件費の定義は、「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に定める。

オ 設計変更において新たに増工となる工種の内、「土地改良工事積算基準（土木工事）」及び「土地改良工事積算基準（施設機械）」、物価資料及び特別調査を除く特別資料から決定できない歩掛

カ 別に定めるところにより、見積から決定できると定めた歩掛

(2) 歩掛の決定に係る見積については、指名業者選定審査会にて選定された者に対して、発注者から依頼する。

(3) 第4項第1号ウのように明らかに市場競争性がなく、指名業者選定審査会にて認められた場合に限り、1者見積にすることができる。

(4) 第4項第1号オについては、受注者1者に見積を依頼し、妥当性が確認できれば、受注者1者を見積を採用することができる。

(5) 特別調査の要否判断時に指名業者選定審査会にて選定された者から参考見積を徴取し、見積条件が変わらない場合には、第4項第2号の見積依頼を省略することができる。

(6) 3者以上から見積を徴取できない場合には、発注者において、徴取できない明確な理由を整理しなければならない。

- (7) 発注者は、内容、仕様、発注数量、実施時期、工事又は業務場所及び見積有効期限等の詳細な条件を明示し、見積を依頼する。
- 特に建設コンサルタント業務等に関する見積の依頼では、業務内容及び業務量を的確に把握し、項目又は工種毎に詳細な内訳の提出ができるよう、具体的な業務内容及び詳細な業務量等を明示する。
- (8) 見積を依頼する場合には、「山形県情報公開条例に定める開示の請求を受けた場合には採用歩掛を公開する。」ことを条件として、見積を依頼する。
- なお、1者見積となる場合には、当該者が提出した歩掛が公表歩掛となることから、「山形県情報公開条例に定める開示請求を受けた場合における採用歩掛の公表の可否」について、見積者の意向を確認する。
- (9) 必要に応じて、「土地改良工事積算基準（土木工事）」、「土地改良工事積算基準（施設機械）」及び「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」や特別資料に定める類似歩掛と比較できるような見積の依頼に努める。
- (10) 見積から歩掛を決定する場合には、徴取した見積書の内容を農林水産部が定める設計単価や機械損料等に置き換えて再構成して、見積書単位毎の単純平均額を算定し、平均額直下の歩掛を採用するが、単純平均額に対して±30%以上の差異がある見積は、異常値として排除し、残った見積の平均額直下の歩掛を採用する。
- ただし、平均額と同額の歩掛がある場合は、当該歩掛を採用する。
- (11) 採用する歩掛は見積書単位とし、徴取した見積もりを作業区分別に集計したものは採用しない。
- (12) 異常値の排除により、有効な見積が1者となった場合には、見積条件を確認して、見積を再度依頼することを原則とするが、それでも有効な見積が1者になったときは、類似工種の歩掛又は過去の見積決定歩掛との比較により、見積の妥当性が確認できた場合に限り採用することができる。
- (13) 第1号イ及びウに該当する歩掛について、支出負担行為の決裁区分が本庁となる発注案件の場合には、本庁所管事業課と協議の上、決定する。
- また、発注者において、見積から決定した歩掛については、本庁所管事業課に報告する。
- (14) 本庁所管事業課は、見積から決定した歩掛に対する実態調査を発注者に指示できるものとし、指示を受けた発注者は、受注者に対して、歩掛の実態調査を行い、採用歩掛との差異等を確認し、調査結果を本庁所管事業課に報告する。

#### （施工パッケージ型積算方式）

第10条 施工パッケージ型積算方式を適用する工種については、「土地改良工事

積算基準（土木工事）」に定めるとおりとする。

- 2 施工パッケージ型積算方式を適用した積算単価の算出については、次の補正を行う。

$$\begin{aligned}
 \text{積算単価} = & \text{標準単価} \times \left( \begin{array}{l} \text{機労材構成比} \\ \text{(K:機械)} \end{array} \times \frac{\text{代表機械規格単価} \\ \text{(積算地区)}}{\text{代表機械規格単価} \\ \text{(基準地区)}} \right. \\
 & + \begin{array}{l} \text{機労材構成比} \\ \text{(R:労務)} \end{array} \times \frac{\text{代表労務規格単価} \\ \text{(積算地区)}}{\text{代表労務規格単価} \\ \text{(基準地区)}} \\
 & + \begin{array}{l} \text{機労材構成比} \\ \text{(Z:材料)} \end{array} \times \frac{\text{代表材料規格単価} \\ \text{(積算地区)}}{\text{代表材料規格単価} \\ \text{(基準地区)}} \\
 & + \begin{array}{l} \text{機労材構成比} \\ \text{(S:市場単価)} \end{array} \times \frac{\text{代表市場単価規格単価} \\ \text{(積算地区)}}{\text{代表市場単価規格単価} \\ \text{(基準地区)}} \\
 & \left. + \frac{100 - K - R - Z - S}{100} \right)
 \end{aligned}$$

- 3 施工パッケージ型積算方式に適用する条件区分、標準単価、機労材構成比と代表機労材料規格については、農林水産省が毎年4月から適用する「施工パッケージ型積算方式標準単価表」に基づき定め、毎年7月から適用することを標準とする。
- 4 代表機労材規格の基準地区単価については、国土交通省が毎年4月から適用する「代表材料規格等の基準単価作成方法について」に基づき定め、毎年7月から適用することを標準とする。
- 5 代表機労材規格の積算地区単価については、第6条、第7条及び第8条により決定する。

#### （市場単価方式）

**第11条** 市場単価方式を適用する工種については、「土地改良工事積算基準（土木工事）」に定めるとおりとする。

- 2 市場単価は、最新の物価資料を用いて、次の各号により決定する。

- (1) 物価資料に掲載される「山形」の単価を平均し、採用する。
- (2) 平均した単価の有効桁数は、原則として、物価資料と同じとするが、刊行物で異なる場合には、大きい方の桁数を有効桁数とし、有効桁数未滿は切捨てる。ただし、有効桁数が3桁未滿の場合には、有効桁数を3桁とする。

(3) 一方の物価資料にしか掲載のない場合には、その価格を採用する。

3 採用した単価を土地改良工事積算基準（土木工事）に基づき補正する場合には、補正後の単価は1円単位までとし、1円未満を切捨てる。

#### （土木工事標準単価）

**第12条** 土木工事標準単価を適用する工種については、「土地改良工事積算基準（土木工事）」に定めるとおりとする。

2 土木工事標準単価は、最新の物価資料を用いて、次の各号により決定する。

(1) 物価資料に掲載される「山形」の単価を平均し、採用する。

(2) 平均した単価の有効桁数は、原則として、物価資料と同じとするが、刊行物で異なる場合には、大きい方の桁数を有効桁数とし、有効桁数未満は切捨てる。ただし、有効桁が3桁未満の場合には、有効桁数を3桁とする。

(3) 一方の物価資料にしか掲載のない場合には、その価格を採用する。

3 採用した単価を物価資料に基づき補正する場合には、補正後の単価は1円単位までとし、1円未満を切捨てる。

#### （管理者）

**第13条** 農村整備課は、この要領を管理するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日以降の施行伺から適用する。